

播磨町入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関する事務取扱要綱

令和5年4月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が執行する工事に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の範囲)

第2条 この要綱により公表の対象とする工事は、設計金額が130万円を超えるものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関係する工事であって町の行為を秘密にする必要があるものにあつては、この限りではない。

(競争入札に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第3条 工事の契約を競争入札の方法により締結するときは、契約締結の日から30日以内に次に掲げる事項を公表する。ただし、(12)は指名競争入札の場合に限る。

- (1) 主管課名
- (2) 工事種別
- (3) 工事名称
- (4) 工事場所
- (5) 契約の相手方の商号または名称
- (6) 契約の相手方の住所
- (7) 契約締結日
- (8) 契約金額
- (9) 工事概要
- (10) 工事着手の時期
- (11) 工事完成の時期
- (12) 指名理由

(随意契約に係る契約の過程及び契約の内容に関する事項の公表)

第4条 工事の契約を随意契約の方法により締結したときは、契約締結の日から30日以内に次に掲げる事項を公表する。

- (1) 主管課名
- (2) 工事種別
- (3) 工事名称
- (4) 工事場所
- (5) 契約の相手方の商号または名称
- (6) 契約の相手方の住所
- (7) 契約締結日
- (8) 契約金額
- (9) 工事概要
- (10) 工事着手の時期
- (11) 工事完成の時期

(12) 相手方を選定した理由

(変更契約に係る契約の過程及び契約の内容に関する事項の公表)

第5条 工事の変更契約を締結したときは、契約締結の日から30日以内に次に掲げる事項を公表する。

- (1) 主管課名
- (2) 工事種別
- (3) 工事名称
- (4) 工事場所
- (5) 契約の相手方の商号または名称
- (6) 契約の相手方の住所
- (7) 契約締結日
- (8) 契約金額
- (9) 工事概要
- (10) 工事着手の時期
- (11) 工事完成の時期
- (12) 変更の理由

(公表の方法)

第6条 契約の内容の公表は、役場第1庁舎内にて公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月21日から施行する。